

文部科学大臣権争奪 第43回全国高等学校ゴルフ選手権春季大会中部地区予選

兼 第45回中部高等学校ゴルフ選手権冬季大会

開催日 2022年12月15日(木)・16日(金)

開催コース CRC白山ヴィレッジゴルフコース キングコース

主催 中部高等学校・中学校ゴルフ連盟

後援 三重県教育委員会・中部ゴルフ連盟・三重県ゴルフ連盟・スポーツニッポン新聞社

競技の条件(追加)

ゴルフ規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則と日本高等学校ゴルフ連盟規則及びこの競技のローカルルールを適用する
下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は:一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティエリア(規則17)

- (a) 杭と線が併用されている場合は、栓がその限界を表示する
- (b) 片側だけ定められているペナルティエリアは無限に及ぶ。
- (c) ペナルティエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティエリアの縁はその境界までおよび、その境界と一致する。
- (d) ペナルティエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

ペナルティエリアのためのドロップゾーン

ペナルティエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

(a) 修理地

- 1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
- 2) 張芝の継ぎ目;ローカルルールひな型F-7を適用する。
- 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- 1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインプェディメントである。
- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティエリアではない(例外:ペナルティエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝)。
- 5) 人口の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない:

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。
- (b) ペナルティエリア内にある人口の護岸やパイリング(枕木等の構築物)

5. 規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースを制限するローカルルールひな型 D-7

規則 11.1b 例外 2 波、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。・そのプレーヤー、・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、・ルースインペディメントとして定められる動物（つまり、ミミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物）。

そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。このローカルルールに違反して誤所からの球をプレーしたことに対する罰:規則 14.7a に基づく一般の罰。

6. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールのひな型 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b）によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたとき最初に地面に触れた個所から 1 クラブングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、玉垣よりホールに近いところからプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

7. クラブと球の規格

(a) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(b) 溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(c) 適合球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

(d) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え:ローカルルールのひな型 G-9 を適用する。

(e) ストロークを行う時、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない:ローカルルールひな型 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

8. 険悪な気象状況によるプレーの中断(規則 5.7)

次の信号がプレーの中断と再会に使われる:

- 即時中断 - 1 回の長いサイレンまたはエアホーン
- 中断 - エアホーンまたは大会役員によって伝える
- プレーの再開 - 2 回の連続するサイレンまたは大会役員によって伝える

注意:危険な状況のためプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。

閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

9. 移動 ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない、ただし委員会が認めた場合や事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。

ローカルルール違反の罰:そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホール路ホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

10. 練習(規則 5)

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 1-1.2 を適用し、規則 5.2b は次のように修正される:ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則 5.2 違反の罰:規則 5.2 の罰則規定を参照。

例外:プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 1-2 を適用

し、規則 5.5b は次のように修正される:2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパットンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または
- ・終了したばかりのパットンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパットンググリーン面をテストする。

11. キャディー

プレーヤーは今大会のラウンド中キャディーを使用してはならない。ローカルルールひな型 H1.1 を適用する。

12. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

13. スコアカードの提出(規則 3.3b)

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

14. タイの決定 タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるが、委員会により会場で公表される。

15. 競技の結果—競技の終了 本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

16. 競技の成立 本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

17. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべてのことがらについて、この委員会の裁定は最終である。

注 意 事 項

18. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加を取り消すことがある。

19. 行動規範

プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

20. 携帯電話 緊急時以外コース内での携帯電話の使用は禁止する。※緊急連絡先(高森)090-1623-6177

追 記

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある場合はスターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 使用するティマークは、男子**黒マーク**、女子**青マーク**とする。
3. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあげないよう注意すること。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを与えることがある。
4. スタート前練習は指定された場所を使用すること。打球練習は一人1コイ(30球)とする。**保護者の練習場への立ち入りは禁止する。**
5. **毎日スタート時刻の30分前までに受付を行い、体温報告を行うこと。受付場所は「かりん」とする。**
6. 競技中に発生した疫病や紛失・破損・その他の事故等に際し、主催・運営・後援・協力等の各団体は一切責任を負わない。
※特にゴルフ場内の道路においては自動車やゴルフ場管理車両が通行するため横断歩道以外の道路横断はしないこと。
7. プレーはスループレーとし、「かりん」にて軽食(サンドイッチ・お茶)を配布します。※**食物アレルギーがある者は必ず申し出ること。**
8. コース内の自動販売機はロッカーキーにて有料で使用することができる。
9. **ギャラリーの観戦について、ギャラリー受付(「かりん」)にて、体温報告・問診票の提出をした者は、ギャラリーとして**
No1・No10のティインググラウンド付近及びNo9・No18のグリーン付近において指定された区域での観戦とクラブハウスの立ち入りを認める。※ゴルフ場のドレスコードを守ること。※レストランは指定された場所を使用すること。

